

保險經濟概論

広島修道大学教授
経済学博士

馬 場 克 三

西南学院大学教授
経済学博士

後 藤 泰 二

共 著

国 元 書 房

著者略歴

馬場 克三

1905年 滋賀県に生まれる
1931年 九州帝国大学法文学部経済科卒業
1945年 九州大学教授
1952年 経済学博士
1969年 九州大学名誉教授
西南学院大学教授
現在 広島修道大学教授

後藤 泰二

1926年 福岡県に生まれる
1947年 東京大学経済学部卒業
1959年 九州大学大学院経済学研究科博士
課程修了
1972年 経済学博士 (九州大学)
現在 西南学院大学教授

主要著書

保険経済概論 (文化評論社・1950年)
減価償却論 (千倉書房・1951年)
同 増補版 (千倉書房・1956年)
個別資本と経営技術 (有斐閣・1957年)
基本簿記概論 (共著) (春秋社・1960年)
株式会社金融論 (森山書店・1965年)
経営経済学 (税務経理協会・1966年)
会計理論の基本問題 (森山書店・1975年)

株式会社の経済理論 (ミネルヴァ書房・1970年)
経営財務論 (共著) (ミネルヴァ書房・1973年)
新版経営財務論 (共著) (ミネルヴァ書房・1975年)

保険経済概論

<検印省略>

昭和 52 年 2 月 15 日 初版発行 昭和 55 年 3 月 15 日 4 版発行

著 者	馬 場 克 三
	後 藤 泰 二
発 行 者	国 元 孝 治
印 刷 所	株式会社 技 報 堂
発 行 所	株式会社 国 元 書 房

郵便番号 [101]

東京都千代田区外神田 6—14—11

電話 (03) 836-0026 (代) 振替口座 東京 3-9248

© 馬 場 克 三 1977年
後 藤 泰 二

(協栄製本)

1033-770607-1703

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製 (コピー) することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となりますので、その場合にはあらかじめ小社あて許諾を求めて下さい。

序

本書は、旧著『保険経済概論』（馬場克三著、昭和25年、文化評論社刊）を基礎としながら、旧著刊行後20数年の間の保険事業の発展や法規の変遷などを内容にとり入れ、最近の新しい事情に合致するよう改訂増補を加え、さらに、「インフレーション期のドイツ保険業」（馬場）、「戦後わが国生命保険会社の金融活動」（後藤）、「アメリカにおける生命保険会社の金融活動」（後藤）の3編を新たに加えて内容の充実をはかったものである。

もともと旧著は、九州大学経済学部で馬場が担当した保険学講義の草稿を加筆刊行したもので、当時、理論と技術の体系化を目指したものとして、ともかく好評をえたものであった。しかし、再版後まもなく、出版社の廃業により絶版のまま放置され今日にいたったのである。今回、後藤がこれに若干の改訂増補を加え、さらに研究論文を追加してこれを新しく編集し直したものである。旧著については、これまでしばしば熱心な読者からの照会をうけることがあったが、ここに装いを新たにして再び世におくり出すことができたことは、まことに喜びにたえない。

もちろん、本書にも未熟な箇所がまだまだ多数のこされていることは否定できないのであって、これを完全なものとするのが、今後、われわれの仕事として残されるわけである。幸いにして大方の御教示を賜わって、本書をよりよきものとするができるよう願ってやまない。

なお、かねがね、文献や資料について多大の便宜を計って頂いてきた日本損害保険協会、損害保険事業研究所、生命保険協会、生命保険文化研究所、生命保険文化センターに対しこの機会に感謝の意を表わしておきたい。また、昭和48年1月以降、3年にわたって後藤に交付された生命保険協会保険学研究調査助成金について、同協会保険学振興委員会に対し心からお礼を申し上げ、本書

における後藤の執筆箇所が同助成金による研究の一部であることを付言しておきたい。

最後に、今回、本書の刊行を快く引き受けて頂き種々お世話をおかけした国元書房代表取締役国元孝治氏、ならびに同専務取締役国元誠氏に対して厚くお礼を申し述べておきたい。

昭和 52 年 1 月

福 岡 に て

馬 場 克 三

後 藤 泰 二

目 次

第 1 章 保 険 の 概 念	1
I は し が き	1
II 保 険 契 約	1
III 保 険 本 質 論	4
1. 損 害 分 担 説	4
2. 偶発的欲望充足説	6
3. 貯 蓄 説	7
4. 経済生活確保説	8
5. 要 約	9
第 2 章 保険料の経済学的性質	12
I 序 言	12
II 企業資本と保険料	14
1. 保険基金一般	14
2. 特別危険産業	16
3. 普通危険産業	19
III 消費基金と保険料	21
IV 保険学と経済学	22
第 3 章 保険の分類およびその種類	26
I 保 険 の 分 類	26
II 保 険 の 種 類	28
1. 海 上 保 険	28
2. 火 災 保 険	30

3. その他の損害保険	34
4. 生 命 保 険	40
第 4 章 保 険 の 歴 史	44
I 保険前史——冒険貸借	44
1. 前保険的分担の諸組織	44
2. 冒険貸借の形態変化	46
II イギリスにおける海上保険の発達	49
1. 外 国 商 人	49
2. ロ イ ズ	50
3. 海上保険会社の成立	53
III 年金事業と生命保険	53
1. 初期の生命保険	54
2. 利子禁止と年金	56
3. 死亡表の成立と蓋然率の研究	57
IV わが国における保険の発達	60
1. 損 害 保 険	60
2. 生 命 保 険	63
第 5 章 保険金額および保険価額	66
I 被 保 険 利 益	66
II 保険金額および保険価額	69
1. 保 険 金 額	69
2. 保険価額の計算	71
III 保険価額論争	75
第 6 章 保険料の技術的構造	80

I 保 險 の 機 構	80
1. 自家保険と本来の保険	80
2. 確 率 の 原 理	81
3. 保険の前提と限界	85
II 危 険 の 分 割	87
1. 共 同 保 險	87
2. 再 保 險	89
3. 危険分割と企業結合	92
III 保険料および責任準備金の計算	95
1. 保 險 料	95
2. 責 任 準 備 金	101
 第 7 章 保険会社の金融活動	 105
I 保険会社の利潤	105
1. 利 潤 の 源 泉	105
2. 利 潤 の 処 分	109
II 保険会社資金の構成とその特質	112
1. 保険資金の構成	113
2. 保険資金の特質	115
3. 保 險 資 金 原 価	119
4. 投資に関する制限規定	122
III 保険会社資金の投資	123
1. 資 金 の 集 中	123
2. 投資傾向の変遷	125
IV 有価証券評価方法の問題	138
V 第 2 次世界大戦の影響	141

1. インフレーションの影響	141
2. 敗戦後の整理	145
3. 資産運用の変遷	147
第 8 章 戦後わが国生命保険会社の金融活動	149
I 復興期の資産運用——昭和20年代前半～30年代前半——	149
1. 概 観	149
2. 国債の減少と貸付金の増大	156
3. 株式投資と産業融資	159
II 長期金融機関としての資金力の回復	168
1. 資金の構成	168
2. 資金の特質	173
3. 資金の原価	179
4. 投資に関する制限規定	180
5. 資金の集中	183
6. 他金融機関との資金の比較——金融機関的地位——	188
III 発展期の資産運用——昭和30年代後半～40年代——	190
1. 産業融資の変遷	190
2. 株式投資の変遷	196
第 9 章 保険金の支払	207
I 損害填補の諸形式	207
1. 海上保険事故	207
2. 損害の種類	209
3. 全 損	210
4. 分 損	210
5. 共同海損	211
6. 損害填補の範囲	212

7. 填補額の決定	213
II 損害填補の条件	214
1. 保険者の責任の始期および終期	214
2. 保険契約者の満足すべき条件	215
3. 保険制度の目的の範囲外にある事件	216
4. 因果関係	217
第10章 保険事業の経営形態	219
I 保険の経営形態	219
1. 保険の経営主体	221
2. 相互会社	223
II 保険国営問題	226
1. ワグナーの保険国営論	226
2. 要 約	228
第11章 インフレーション期のドイツ保険業	230
I 第1次世界大戦後のドイツ・インフレーションの経過	230
II 事業費の問題	237
III 保険機能の維持	243
IV 資産運用の問題	249
V 資本集中	261
VI 要 約	265
第12章 アメリカにおける生命保険会社の金融活動	
——プライベートプレイスメント——	267
I プライベートプレイスメントの背景と内容	267
1. 概 観	267

2. 1933年証券法	275
3. 増大する生命保険資金とその運用	280
4. 直接商議	286
II プライベートプレイスメントの最近の傾向	292
1. 工業債の増大	294
2. 中小債の増大	300
3. Bクラス債の増大とエクイティ指向	305
4. 期限前償還に対する保護規定——投資の維持——	310
5. 貸付予約契約——投資先の確保——	313
6. 要 約	317
参 考 文 献	321
索 引	333

第 1 章 保 険 の 概 念

I は し が き

生産と消費とが資本を枢軸として展開されるわれわれの社会的経済生活は、その運行を容易ならしめるために、あるいは信用を用い、あるいは商業、金融、その他諸種の補助的機関を利用する。保険もまたその一つである。そして、これら諸種の経済活動の総体が、一定の法則のもとに営まれている姿を観察するのは、まさに経済学の課題である。したがって、われわれがここで行う保険の研究はかかる経済学の一章にほかならない。このように保険は経済上の一補助機関であるが、それが役立てられる領域にしたがって、それは多くの種類に分かれる。たとえば、私営保険には、生命・傷害・火災・海上・運送・信用・汽罐・自動車・航空・風水害・盗難・硝子保険などがあり、かつては徴兵保険が試みられた。そのほか社会政策・農業政策・漁業政策などの見地から法律をもってその施行が定められている諸種の保険がある。家畜保険・漁船保険・農業保険などはその例である。これら保険種類の内容の説明は後章に譲らなければならないが、これらはいずれも、保険としての共通の性質を具有するものである。ではこれらの保険の一般的特質は何であろうか。まずもっとも外面的な部分から観察をはじめ、漸次に分析の歩を進めていくこととしよう。

II 保 険 契 約

日常、われわれの目に触れる保険はまず一つの契約関係として現われる。それは保険者が一定の事実の発生を条件として、一定額以内の金額を支払うことを契約の相手方たる保険契約者に約し、これに対し後者は前者に対し一定の報酬を与えることを約束する契約である。この報酬は保険料といわれる。ところで、一定の事実の成立を条件とする支払契約には種々のものがある。したがっ

てそれが保険契約であるためには、この一定の事実の発生ということに特別の意味が賦与されているとみななければならない。この特別の意味をもった一定の事実を保険事件というのである。さきに列挙した種々の保険においては、保険者はそれぞれ契約条件を規定した保険約款を定め、これに基づいて契約がなされるのであるが、いま、これらの契約の内容を調べてみると、これらの保険は概して二つの群に大別できるように見える。その一つは次のような保険である。すなわち、その保険事件の発生が全く将来の不確定な事実に属し、しかもこの事件の発生が常に財産上の損害を惹起し、なおかつ、この損害が保険者の支払う金額と一定の関係をもつ、といった種類のものである。火災保険はその代表的なものである。われわれはこのような内容をもつ保険を損害保険と称している。そして損害保険では、保険者は損害額を填補するという関係に立ち、この填補を受ける権利を有するものは被保険者といわれる。もちろんこの場合、保険契約者と被保険者とは同一人たることもあれば別人たることもある。

このような損害保険に対して、他の一群の保険は若干、趣を異にした内容をもっている。この種の保険においては、その保険事件が全く将来の不確定な事実には属するというのみで、何ら事件そのものの内容と保険者の支払う金額との間に直接的関連が存しないのである。ただ、ある定められた将来の偶然的な事件の成立を条件として、一定金額の支払が約束されているのみである。この種の保険を定額保険という。それは一定額の支払が条件付で約束されるという意味からこのように名づけられたのである。したがって、この保険では損害を填補するという関係は全くみられない。しかしだからといって、ここで支払の条件とされる将来の事件はどんな恣意的なものであっても差し支えないというのではない。もしそうであれば、保険事件と一般の偶然的な事件とを区別することができないことになる。したがってこの事件は、保険契約者ないしは彼と密接な関係をもつ当事者に直接関係ある事件でなければならない。しかもそれは財産上の損害ではない。それ以外の事件である。というのは、もしそれが被保険者の被る損害の保険であれば損害保険に含まれるからである。かくて定額保険においては保険関係者のうちに特定の被保険者なるものがあり、この被保険者の

一身に関係する傷害、疾病（いずれも損害保険として取り扱われることもある）、死亡、生存等々を条件として支払がなされるのである。いうまでもなく定額保険の代表的なものは生命保険である。この場合、被保険者は契約者たることもあればそうでないこともあり、また保険事件の発生に際して支払を受ける者、すなわち保険金受取人が同一人であることもあればそうでないこともある。

以上述べたように、保険には損害保険と定額保険の二大群が区別されるのであるが、いずれの場合においても保険事件の発生と同時に、保険者によって現実に支払われる金額はこれを保険金といい、契約に際して、その限度まで支払うことあるべき保険者の責任の最高限度を保険金額という。ところで、この保険金額は何を標準として決定されるかという点、定額保険においては単純に当事者間の契約において一定額と定められるのに反し、損害保険においては損害を填補することがその目的であるから、損害の可能的最高限度が保険金額の最高限度を規定することとなるのである。そしてこのような損害の最高可能限度額を称して保険価額というのである。したがって、定額保険においては保険価額の概念は存在しない。保険事件の発生に際しては、定額保険においては保険金額の全額が単純に保険金として支払われるのに反し、損害保険においてはそれが損害の填補を目的とするという性質から、損害の程度に比例して保険金が支払われることになるのである。

以上は極めて簡単に保険契約の内容を素描したのであるが、保険には損害保険と定額保険という性質を異にした二種のもが存在することが明らかになったと考える。ところで、この二種の保険を通じての保険の特質はどこに存するのであろうか。ことに保険事件を支払条件とする保険と、単純な偶然的事件を支払条件とする賭博、富籤、または保険に類似的な内容をもつ頼母子講、無尽などとはどのように異なるのであろうか。これらの特質を明らかにすることは保険本質論の課題である。ただ、今日の保険本質論の興味の中心はそうした問題よりはむしろ、損害保険と定額保険とを統一的に説明するという点に向けられてきた。

Ⅲ 保 險 本 質 論

保険の本質は最初、保険法学者によって保険契約の本質として問題にされ、それは損害填補契約であると考えられた。いまこの説が定額保険に妥当するか否かは問題外とするとしても、それでもなお、それは次のような欠点をもっている。すなわち、保険はこれを契約当事者の関係としてのみみれば、なるほど、保険者と保険契約者との二者間の関係にすぎないが、しかし単なる二人の間の契約のみでは保険は成り立つものではないのである。賭博は二者間の関係によって完全に成立するが、保険は保険者と多数の契約者との集団組織、あるいはもっと適切に言えば、多数の被保険者ないしは被保険物件の集団の上においてはじめて可能となる一機構なのである。保険は偶然的な性質をもつ保険事件を支払条件とするのであるが、しかもなお、偶然に支配されず継続的な機構として存在しうるのは、この偶然的なものが多数者間に成立する平均の原理によって規則化されるからである。したがって、保険の本質は決して二者間の契約関係からのみ成り立つものではないのである。だから損害填補契約説は法律的外形にのみとらわれた見解といわなければならない。

1. 損 害 分 担 説

損害填補契約説に対する批判者となって現われた学説は損害分担説である。これはドイツの財政学者として知られたアドルフ・ワグナーの完成した説である。彼はいう。「経済上の意味における保険とは、それに遭遇するものに対して偶然的であるような……出来事のために、人が財産上に被るであろう不利益な結果を、同一の危険に脅かされながらいまだ現実これに遭遇しない多数の場合に分割することによってこれを排除し、または少なくともこれを軽減するところの経済上の制度である」と。この説には保険における二つの重要な要因が示されている。その一つは財産上の不利益な結果、すなわち、損害という要因であり、他の一つはこのような損害を多数の場合に分割するという分担の要

因である。すでに分担という以上、そこに多数の集団が相互的關係に立つことが前提されており、しかもこの集団の内部において財産上の不利益な結果が、分散され平均化されることが指示されている。このように、分担の概念を明瞭に持ち出したことはワグナーの功績といってよい。彼はこの場合、損害の分担せしめられる客体を多数の経済主体といわずに「多数の場合」(verschiedene Fälle)といっている。その意味は、危険可能性の単位は経済主体ではなく危険の付着する対象そのものであるということにある。たとえば火災危険についていえば、それが分散せしめられるのは、建築物の所有者たる個々の経済主体についてではなく、個々の建築物についてであるというのである。これは一経済主体が多数の建築物を所有することがありうることからすれば、そのように規定するのは当然である。ことに、独占組織による所有の集中が行われる場合には「多数の場合」と規定することがますます適切となる。ワグナーはこの「多数の場合」の結合を称して危険団体と名づけ、保険が単なる保険者と被保険者との關係ではなく、むしろ被保険者相互の關係から成り立つところの集団的組織であることを明らかにした。

しかるに、ワグナーの「多数の場合」という規定に対しては一般に強い反対説が行われている。その理由は、彼が上のようにいうのは、自家保険を保険概念のなかにとりいれんがためであるが、しかし自家保険は保険ではない、という点にある。ここに自家保険とは同一経済主体の所有に属する多数の物件、たとえば 50 隻の船舶を危険団体とみ、その内部で危険を分散せしめる仕組である。もちろん、ワグナーが自家保険を通常の保険と同一視したのは正しくない。しかしその理由は自家保険では真の意味の危険の分散、損害の分担ができないからであって、「多数の場合」という規定が不当であるからではないのである。

次に、損害分担説の第2の要因である「財産上の不利益な結果」、すなわち損害ということについてもまた問題が伏在する。ワグナーは人間の生命も一切の財貨も等しく災厄によって滅失、損傷または消耗せしめられる危険のもとにあるとし、これらの危険によって生じた一切の結果は国民経済上の損害であり、

保険はこの損害を個々の被害者の負担から解放して、多数の場合に分担せしめるものであると考えるのである。したがって彼においては、保険はすべて損害保険であるとされるのである。しかるに、定額保険、そのなかでもとくに生命保険の、生存を条件とする保険は、どのようにしても損害の概念の中に含ましめることができない。したがってこの点においては、ワグナーは決定的に誤謬をおかしたものとといわなければならない。かくしてワグナー以後の保険本質論の全努力は、損害保険と生命保険とをどのように統一的に説明するかに集中されることになるのである。

2. 偶発的欲望充足説

損害の概念をもってしては統一的に保険を説明しえないところから、別の概念をもってしようとする試みがなされるにいたった。すでにワグナーと同時代にウリッセ・ゴビは欲望の概念をもって保険を理解しようとして、欲望を緊切した欲望と未来の欲望とに分け、この未来の欲望の現実化が確定的な場合には人は貯蓄をもってこれに対処し、それが不確定な場合には保険をもってすると説明した。すなわち「保険とは欲望を惹起する事象が発生した場合に、最少の費用と充分な確実性とをもって必要な資金を用立てることを目的とするものである」と。

このゴビの説はその後、アルフレート・マーネスによって継承され、いわゆる偶発的欲望充足説として普及された。彼は「保険とは相互主義に基づく経済上の施設であって、偶発的ではあるが計量しうところの財産上の欲望の充足を目的とするものである」と定義している。

偶発的欲望説は今日広く行われている。しかし、これに対しても次のような非難がなされている。すなわち、欲望説は保険事件と欲望事件とを同一視しているというのである。ここで保険事件とは、前述したように、将来の偶然的な事件であって、その発生を条件として保険金の支払が約束された事件である。たとえば火災保険における火災、生命保険における死亡または一定年齢までの生存がそれである。これに対して欲望事件とは、その事件の発生のために貨幣